

償還払いの手引き

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、償還払いにより施設等利用費の給付を受けるには、請求手続きが必要となります。

○対象者：施設等利用給付認定保護者

○対象経費：利用料

※日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は対象となりません。

○給付上限額：月額37,000円（3歳児から5歳児の場合）

月額42,000円（市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児の場合）

※月途中で、市町村間の転出入、認定期間の終了・開始がある場合は給付上限額を日割り計算します。

○必要書類：・施設等利用費請求書（償還払い用）

・特定子ども子育て支援提供に係る領収証及び提供証明書（原本）

・委任状（施設等利用給付認定保護者の配偶者が給付を受ける場合）

○提出先：市役所子育て支援課に提出

○提出期日：10,11,12月利用分を**1月15日まで** 1,2,3月利用分を**4月15日まで**

4,5,6月利用分を**7月15日まで** 7,8,9月利用分を**10月15日まで**

○手続きの流れ

1. 認可外保育施設等を利用し、施設に利用料を支払います。
2. 利用施設に「特定子ども子育て支援提供に係る領収証及び提供証明書」の発行を依頼し、交付を受けてください。
3. 「施設等利用費請求書（償還払い用）」の様式を筑紫野市ホームページからダウンロード、又は施設から受け取り、必要事項を記入してください。
4. 必要書類を提出先に提出期日までに提出してください。
5. 提出期日の翌月中に施設等利用費が振り込まれます。ただし、提出期日を過ぎる場合は、後日振り込みとなります。